

2019年度入学試験における大規模自然災害に係る特別措置

2018年9月6日に発生した「北海道胆振東部地震」で被害に遭われた皆さまには心よりお見舞いを申し上げます。

大阪体育大学では、この大規模自然災害により被災された世帯の受験者に対し、特別措置を講じることになりました。以下の内容をご確認いただき、該当する方で特別措置を希望される場合は、所定の手続きを行ってください。

【入学検定料】

1.対象者

本学が指定した災害（以下「災害」）・対象地域（以下「対象地域」）において被災された世帯の受験者（学部・大学院）で、以下のいずれかの要件に該当する方を対象とします。

※本学が指定した災害・対象地域は P3 参照。

- ①家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で死亡または行方不明となられた場合。
- ②家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で入院・長期加療された場合。
- ③家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で全壊（全焼含む）・半壊（修理不可能で取り壊すもの、半焼含む）・床上浸水となった場合。

2.特別措置の内容

本学への入学の有無にかかわらず、入学検定料を返還します。

【入学金】

1.対象者

本学が指定した災害（以下「災害」）・対象地域（以下「対象地域」）において被災された世帯の受験者（学部・大学院）で、以下のいずれかの要件に該当する方を対象とします。

※本学が指定した災害・対象地域は P3 参照。

- ①家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で死亡または行方不明となられた場合。
- ②家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で入院・長期加療された場合。
- ③家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で全壊（全焼含む）・半壊（修理不可能で取り壊すもの、半焼含む）となった場合。

2.特別措置の内容

本学に入学された方を対象として、入学金を返還します。本学への入学を辞退された場合は入学金の返還対象とはなりませんのでご注意ください。

【学費（授業料のみ）】

1.対象者

本学が指定した災害（以下「災害」）・対象地域（以下「対象地域」）において被災された世帯の受験者（学部・大学院）で、以下のいずれかの要件に該当する方を対象とします。

※本学が指定した災害・対象地域は P3 参照。

- ①家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で死亡または行方不明となられた場合。
- ②家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で入院・長期加療された場合。
- ③家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で全壊（全焼含む）・半壊（修理不可能で取り壊すもの、半焼含む）となった場合。

2.特別措置の内容

本学に入学された方を対象として、1年次（初年度）前期学費（全額もしくは半額）を返還します。なお、被災状況によって、返還する金額が異なりますのでご注意ください。

①1年次（初年度）前期学費全額返還

- ・家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で死亡または行方不明となられた場合。
- ・家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で全壊（全焼含む）となった場合。

②1年次（初年度）前期学費半額返還

- ・家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で入院・長期加療された場合。
- ・家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で半壊（修理不可能で取り壊すもの、半焼含む）となった場合。

申請方法

以下の書類を、入学試験出願書類とともに提出してください。

①特別措置申請書（本学所定用紙を入試情報サイトからダウンロードしてください）

②被災状況を証明する書類（いずれもコピー可）

- ・「罹災証明書」「死亡診断書」「行方不明証明書」「診断書」等
- ・内容確認のため、これら以外にも書類を提出いただくことがあります。

※入学検定料、入学金、学費（授業料のみ）の特別措置申請書は共通のため、1通で構いません。また被災状況を証明する書類も1通で構いません。

返還方法

1.入学検定料

本学の審査により返還が決定した場合には、申請いただいた口座に返還します。

2.入学金・学費（授業料のみ）

本学の審査により返還が決定した場合には、入学式後、申請いただいた口座に返還します。

審査決定通知書

受験票と共に郵送します。

本学が指定する災害・対象地域（災害救助法適用地域）

	災害	対象地域
1	2018年9月6日の「北海道胆振東部地震」による被害	<p>北海道</p> <p>札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、石狩郡当別町、石狩郡新篠津村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、亀田郡七飯町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、二世郡八雲町、山越郡長万部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、檜山郡厚沢部町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡今金町、久遠郡せたな町、島牧郡島牧村、寿都郡寿都町、寿都郡黒松内町、磯谷郡蘭越町、虻田郡ニセコ町、虻田郡真狩村、虻田郡留寿都村、虻田郡喜茂別町、虻田郡京極町、虻田郡倶知安町、岩内郡共和町、岩内郡岩内町、古宇郡泊村、古宇郡神恵内村、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡仁木町、余市郡余市町、余市郡赤井川村、空知郡南幌町、空知郡奈井江町、空知郡上砂川町、夕張郡由仁町、夕張郡長沼町、夕張郡栗山町、樺戸郡月形町、樺戸郡浦臼町、樺戸郡新十津川町、雨竜郡妹背牛町、雨竜郡秩父別町、雨竜郡雨竜町、雨竜郡北竜町、雨竜郡沼田町、上川郡鷹栖町、上川郡東神楽町、上川郡当麻町、上川郡比布町、上川郡愛別町、上川郡上川町、上川郡東川町、上川郡美瑛町、空知郡上富良野町、空知郡中富良野町、空知郡南富良野町、勇払郡占冠村、上川郡和寒町、上川郡剣淵町、上川郡下川町、中川郡美深町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、雨竜郡幌加内町、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、苫前郡羽幌町、苫前郡初山別村、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡枝幸町、天塩郡豊富町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、天塩郡幌延町、網走郡美幌町、網走郡津別町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、斜里郡小清水町、常呂郡訓子府町、常呂郡置戸町、常呂郡佐呂間町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡滝上町、紋別郡興部町、紋別郡西興部村、紋別郡雄武町、網走郡大空町、虻田郡豊浦町、有珠郡壮瞥町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、虻田郡洞爺湖町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町、沙流郡日高町、沙流郡平取町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、河東郡音更町、</p>

		河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町、川上郡標茶町、川上郡弟子屈町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡中標津町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町
--	--	---